福井県	福井市		
長野県	長野市、松本市、諏訪市		
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市		
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市		
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、豊山町、三好町		
三重県	桑名市、名張市、伊賀市		
滋賀県	彦根市、長浜市		
京都府	木津町		
大阪府	泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、太子町		
兵庫県	加古川市、三木市		
奈良県	桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町		
和歌山県	橋本市		
広島県	廿日市市、海田町、坂町		
山口県	周南市		
香川県	高松市		
福岡県	筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、宇美町、粕屋町		
北海道	小樽市	二十級地	
静岡県	熱海市、伊東市		
奈良県	生駒市		
山口県	下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町の区域を除く。）		
福岡県	久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潴町の区域を除く。）、飯塚市（旧筑穂町、旧穂波町、旧庄内町及び旧頴田町の区域を除く。）		
全ての都道府県	一級地から二十級地まで以外の地域	その他	

備考　この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

○厚生労働省告示第百四十六号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、並びに国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

第一条中第十二号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号及び第二号に定める期間内に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、第一号及び第二号の規定にかかわらず、保険料を前納しようとする日の属する月から、当該期間が終了する月までの期間

第二条に次の一項を加える。

4　平成二十七年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の保険料を前納する場合（第七条第三項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第九に定める額とする。

第三条第一項中「別表第九」を「別表第十」に改め、同条第二項中「別表第十又は別表第十一」を「別表第十一又は別表第十二」に改め、同条第三項中「別表第十二又は別表第十三」を「別表第十三又は別表第十四」に改める。

第四条第一項中「別表第十四」を「別表第十五」に改め、同条第二項中「別表第十五又は別表第十六」を「別表第十六又は別表第十七」に改め、同条第三項中「別表第十七又は別表第十八」を「別表第十八又は別表第十九」に改める。

第五条第一項中「別表第十九」を「別表第二十」に改め、同条第二項中「別表第二十又は別表第二十一」を「別表第二十一又は別表第二十二」に改め、同条第三項中「別表第二十二又は別表第二十三」を「別表第二十三又は別表第二十四」に改める。

第六条第一項中「別表第二十四又は別表第二十五」を「別表第二十五又は別表第二十六」に改め、同条第二項中「別表第二十六」を「別表第二十七」に改め、同条第三項中「別表第二十七から別表第二十九まで」を「別表第二十八から別表第三十まで」に改め、同条の次に次の一項を加える。

4　平成二十七年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の付加保険料を前納する場合（第八条第三項に規定する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三十一に定める額とする。

第七条第一項中「別表第三十から別表第三十二まで」を「別表第三十二から別表第三十四まで」に改め、同条第二項中「別表第三十三から別表第三十七まで」を「別表第三十五から別表第三十九まで」に改め、同条第三項中「別表第三十八」を「別表第四十一」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　平成二十八年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第四十に定める額とする。

第八条第一項中「別表第三十九から別表第四十一まで」を「別表第四十二から別表第四十四まで」に改め、同条第二項中「別表第四十二から別表第四十四まで」を「別表第四十五から別表第四十七まで」に改め、同条第三項中「別表第四十五」を「別表第四十九」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　平成二十八年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの全ての期間の付加保険料を口座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第四十八に定める額とする。